

市立池田病院夜間病棟看護補助員派遣業務の
受託候補者選定に係る企画提案募集要領

1. 事業者募集の趣旨

市立池田病院（以下、「当院」という。）では、夜間における看護職員の業務負担を軽減し、以って看護体制の強化を図るため、夜間病棟看護補助業務を実施するにあたり、安定的な看護補助者の採用・配置とともに夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合することで入院収益の確保を目的として、当該業務を行う派遣事業者を募集するものである。

2. 事業の概要

- (1) 業務名：市立池田病院夜間病棟看護補助員派遣業務
- (2) 業務内容：夜間帯に勤務する病棟看護補助員派遣及びそれに付帯する業務
- (3) 対象となる施設の概要
 - ①所在地：大阪府池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院
 - ②場 所：当院内の病棟（3階北病棟、4階北病棟、5階北病棟、4階南病棟、5階南病棟、3階東病棟、4階東病棟）
ただし、必要に応じて他の場所において勤務する場合がある。
- (4) 予定契約期間：業務契約締結日から令和6（2024）年3月31日までの間
令和6（2024）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までは単年度ごとの随意契約を予定
- (5) 業務期間：令和5（2023）年7月1日から令和6（2024）年3月31日までの間
ただし、令和5（2023）年4月1日から同年6月30日までの間を準備に要する期間とする。

3. 業務所管部署

市立池田病院看護部

4. 参加資格

次の各号に掲げる事項すべてに該当していること。

- (1) 人材派遣の病院事務又は医療事務に関する令和3・4年度池田市入札参加有資格者であること
- (2) 人材派遣の病院事務又は医療事務に関する令和5・6年度池田市入札参加資格審査を申請しており、令和5年4月1日以降、当該資格を有する者であること。
- (3) 令和2年4月1日から同4年12月31日までの間に、近畿厚生局の管轄における300床以上の病床を有する急性期病院において、本業務と同様の業務について、1年以上の契約・業務実績を3件以上有する者であること。ただし、夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を満たすことができないなどの理由により、同様の業務の受託を辞退した実績のある事業者を除く。
- (4) 医療関連サービス振興会が認定する医療関連サービスマークを取得していること。
- (5) 池田市（以下「本市」という。）から池田市指名停止措置要綱（平成13年7月26

日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48条)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法第33条第1項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申立を含む。以下「更生手続き開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、そのものに係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は更生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 日程

下記スケジュールは予定であり、変更が生じた場合には、事前に連絡する。

項目	期限・時期
公募開始	令和5(2023)年2月10日(金)
質問の締め切り	令和5(2023)年2月17日(金)
質問への回答	令和5(2023)年2月21日(火)
提案書の受付期限	令和5(2023)年2月27日(月)
選考(書類及びプレゼンテーション)	令和5(2023)年3月8日(水)
交渉事業者決定	令和5(2023)年3月13日(月)
契約の締結予定日	令和5(2023)年4月1日(土)
夜間病棟補助業務の開始	令和5(2023)年7月1日(土)

6. 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次に記載する方法により

本案件に関する応募書類を提出すること。

(1) 受付締切

令和5（2023）年2月27日（月）17時00分（必着）

※ 持参する場合は、土日祝を除く8時30分から17時00分までとする。

(2) 提出方法

① 持参又は送付（簡易書留等確実な方法）による。

※ 送付の場合は、「12. 問い合わせ及び書類等の提出先」に記載の問い合わせ先に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。

② 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合は応募を無効とする。

③ 提出書類の作成要領に従って、指定された様式等により必要部数を作成し提出すること。

④ 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には対応しないものとする。

⑤ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。

⑥ 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を行う場合がある。

⑦ 提出書類の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

⑧ 本企画提案の参加を取り下げる場合は、参加辞退届（様式8）を書面で提出すること。

(3) 提出先

〒563-8510 大阪府池田市城南3丁目1番18号

市立池田病院 事務局医事課（本館1階）

(4) 提出書類の作成要領

本業務の目的、仕様書の内容を十分に理解し、次の様式により企画提案書等を作成すること。

- ・ 提出書類は下表のとおりとし、【参加申込書】以外は、すべて正本1部、副本7部とする。
- ・ 提出書類の規格は、A4版片とじ・横書き・片面とする。
- ・ 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

提案書等の様式

提出書類名	内容	様式
参加申込書	・ 正本のみ企業代表者印（池田市へ業者登録を行なっている印鑑。以下同じ）を押印すること。	様式1
会社概要	・ 商号又は名称、代表者名、設立年月日、本店所在地、	様式2

	<p>営業拠点数、従業員数、資本金、沿革、事業概要等を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近2年度分の「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」を提出すること。 	
業務経歴書	<ul style="list-style-type: none"> 当院又は他院において派遣業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。 これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること。 	様式3
業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実施の取組み体制及び特徴を記載すること。 業務実施組織図は、提出時の組織図を記載すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記載すること。 	様式4
統括責任者及び担当者の業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> 本院又は他院において業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。 記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。 	様式5
入札参加停止措置等状況調書	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。 	様式6
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案は1者1案とする。 夜間病棟看護補助員派遣業務における業務方針および業務体制について提案すること。 令和5年7月1日までの人員の派遣計画を明示すること。 ①当院で夜間病棟補助員派遣業務を行うにあたっての考え方、公共の業務を受託するにあたっての考え方 ②人材確保の考え方と、取り組み ③業務従事者の配属条件、求める資質の考え方、取り組み ④教育研修の考え方、取り組み、内容、スケジュール ⑤個人情報保護及び情報セキュリティの考え方、取り組み、体制 ⑥従事者に対する業務指導及び監査の考え方、取り組み、体制 	任意様式 A410枚以内 (表紙除く)
見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書には、年間の見積金額を税抜きで明示し、消費税及び地方消費税額、税込みの見積もり総額を併記すること。 準夜勤は年間の平日243日、通し夜勤は年間366日勤 	任意様式

	<p>務するものとし（令和5（2023）年度）、各々の就業時間及び就業時間帯及び就業時間帯を鑑みて見積金額の算出を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間単価には、人件費、間接経費等を含めることとし、見積金額の積算根拠となる費用の内訳を明示すること。 ・ 見積書の宛先に「池田市病院事業管理者」を、件名に「市立池田病院夜間病棟看護補助員派遣業務」と明記すること。 ・ 正本1部のみ提案者の代表者印を押印し、残りの副本7部は複写とする。 	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

7. 質疑応答

本要項または仕様書について質問がある場合は、質問書（様式7）により記入のうえ、事務局宛にメールで提出すること。

(1) 質問書提出期限

令和5年2月17日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

電子メールで送付（b-iryu@city.ikeda.osaka.jp）

(3) 質問回答

令和5年2月21日（火）までにメールで全参加申込事業者あてに回答する。

8. 審査について

(1) 審査方法

- ・ 当院職員で構成する「市立池田病院夜間病棟看護補助員派遣業務受託候補者選定委員会」を設置し、審査（書類及びプレゼンテーション）により評価・採点を行う。
- ・ 最も高い点数を得た事業者から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、合計点数が最も高い事業者が2者以上の場合は、「見積額」での得点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。それでも決まらない場合はくじ引きとする。
- ・ 優先交渉権者と当院事務局は業務内容を協議し、優先的に契約交渉をする。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者に対し同様に手続きを進める。
- ・ 委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問は一切受け付けない。
- ・ 本案件に関して募集要領の公表の日から審査結果の公表の日までの間、審査会委員や、本案件に関係する当院職員への接触（質問受付、企画提案書提出、審査の場を除く。）を禁ずる。

【審査（書類及びプレゼンテーション）】

① 日程：令和5（2023）年3月8日（水）

※書類（提案書）は「6. 応募書類の提出」のとおり、令和5（2023）年2月27日（月）17：00までに提出しておくこと。

- ② 日時、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話又はメールにより連絡する。
- ③ 発表時間等：1提案者につき15分以内の発表後、質疑・応答を20分以内で行う。
- ④ 資料：提出書類により行う。（追加資料は認めない。）
- ⑤ プレゼンテーションを行う者：本事業に携わる統括責任者又は担当者とする。
- ⑥ その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、全て提案者が雇用する従業員とする。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下の表のとおりとする。

審査項目	評価点	評価内容
① 会社概要	5点	会社等が当該業務を担う信頼性についての評価
② 業務実績	15点	業務実績に関する評価
③ 見積額	10点	業務見積についての評価
④ 担当者実績 業務実施体制	10点	提案内容の実施体制、担当者の経験、専門性についての評価
⑤ 事業に対する理解	10点	夜間病棟看護補助員派遣事業の内容に関する理解についての評価
⑥ 提案の実現可能性	40点	仕様に適合する人員の確保、シフト勤務対応、派遣職員に対する研修など、医療の質を担保し、収益を確保につなげることへの実現可能性に関する評価
⑦ 提案の有益性	10点	公益的な評価を含めた当該提案を受けることによる当院のメリットに関する評価
⑧ 処分歴	内容に応じ 減点	募集開始日から過去3年以内の処分歴等について、企画提案内容の配点合計の最大10%の減点評価を行う。
合計	100点	

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和5(2023)年3月13日(月)発出予定で通知する。なお、受託候補者に選定された場合でも、当院と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「(3) 審査結果の通知」後、当院のホームページ等において公表する。

【公表する内容】

- ① 受託候補者名、評価点及び選定理由
 - ② 全提案者名
 - ③ 全提案者の評価点
- ※ 審査対象が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。
- ※ ②と③の関連は明らかにしない。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 契約締結日までの間に「4. 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき。
- (4) 審査に欠席したとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行なったとき。
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (8) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示したとき。
- (9) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (10) 一団体に複数の提案をしたとき。
- (11) 法令並びに池田市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行なったとき。
- (12) 委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めたとき。
- (13) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき。

10. 契約に関する基本的事項

- (1) 受託候補者となった者と、令和5年(2023年)4月の契約締結を目途に契約手続きを行う。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案書をもとに、当院と詳細を協議する。この際、改めて当院から提案内容の説明を求める事がある。
- (3) 契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果採択された提案と変更が生じる事がある。
- (4) 契約保証金は、池田市財務規則の定めるところによるものとする。
- (5) 令和5年度予算において本業務にかかる措置が池田市議会の承認を得られず契約の締結ができない場合、当院は損害賠償等の責任を負わない。
- (6) 本業務は看護体制の強化とともに、令和5(2023)年7月1日から夜間100対1急性期看護補助体制加算の施設基準を届け出、かつ診療報酬を算定することを目的としているため、当該時点で要件を満たさない場合は受託者が責任を負う。

11. その他

- (1) 選定委員会の構成、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (2) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合には、すみやかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（任意様式）で通知すること。なお、取り下げによる不利益な取扱いを行わない。
- (3) 申込者は、本案件の選定結果に関する通知後に選定結果又は本募集要項の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 本募集要項に定めのない事項は、関係法令に定めるところにより処理する。
- (5) 提案書等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限るものとする。

1 2. 問い合わせ及び書類等の提出先

市立池田病院事務局医事課

住 所：大阪府池田市城南3丁目1番18号

電 話：072-751-2881（代表）

E-mail：b-iryo@city.ikeda.osaka.jp